

会 議 録

会 議 の 名 称	第13回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和2年(2020年)1月14日(火) 15時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第3委員会室
出 席 者	委 員：荒木委員、石橋委員、植田委員、大西委員、後閑委員、小林委員、 薦田委員、中口委員、横山委員 事 務 局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長、河田社会教育課長、 赤土放課後子ども課長、黒臺社会教育課課長代理、北田放課後 子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：代田委員
案 件 名	【議 事】 1. 「児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)」について
提出された資料等の 名 称	資 料 1 「児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)」に対する主 な修正意見 資 料 2-1 放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ(児童用) 資 料 2-2 放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ(保護者 用) 資 料 3-1 放課後子ども教室モデル事業運営業務委託 事業評価表(令 和元年度)【蹉跎小学校】 資 料 3-2 同上【山田小学校】 資 料 3-3 同上【津田小学校】 資 料 3-4 同上【樟葉北小学校】 資 料 4 放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ[第1～第 3クール] 資 料 5 「児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)」に対する意 見募集結果とそれに対する児童の放課後対策審議会の考え方 (案) 資 料 6 児童の放課後を豊かにする基本計画(案) 資 料 7 児童の放課後を豊かにする基本計画(概要版)(案) 参考資料 「児童の放課後を豊かにする基本計画」策定スケジュール (案)
決 定 事 項	・審議結果を踏まえ、必要な修正を行った後、スケジュール通りに策定作 業を進めることについて決定した
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の 理 由	公表

傍聴者の数	2人
所管部署 (事務局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

大西会長 定刻となりましたので、ただ今から「第13回 児童の放課後対策審議会」を開催いたします。委員の皆様には公私ご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。

では、早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

事務局 本日の出席状況といたしましては、委員10人のうち、出席委員9人となっており、枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

大西会長 報告のとおり、定足数に達しているため会議を始めます。

会議の前に、傍聴者への資料の配付について事務局から説明をお願いします。

事務局 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条に基づき、本会議は公開となっています。審議会の配付資料については、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることになっております。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが資料の取り扱いに関して、傍聴者に配布するという点でよろしいでしょうか。会長からご確認を取っていただきますようよろしくお願いいたします。

大西会長 ただ今、事務局からの説明がありましたが、第13回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いは、傍聴者に配付するという点でよろしいか。

(異議なし)

大西会長 それでは、配付することで決定します。事務局よろしく申し上げます。
事務局 ありがとうございます。

大西会長 では、次に、本日の資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 本日の資料でございますが、「次第」に続きまして、資料1『児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)』に対する主な意見、資料2-1「放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ(児童用)」、資料2-2「放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ(保護者用)」、資料3-1「放課後子ども教室モデル事業運営業務委託 事業評価表(令和元年度)【蹉跎小学校】」、資料3-2「同じく【山田小学校】」、資料3-3「同じく【津田小学校】」、資料3-4「同じく【樟葉北小学校】」、資料4「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ[第1～第3クール]」、資料5『児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)』に対する意見募集結果とそれに対する児童の放課後対策審議会の考え方(案)、資料6「児童の放課後を豊かにする基本計画(案)」、資料7「児童の放課後を豊かにする基

本計画（概要版）（案）」、参考資料『『児童の放課後を豊かにする基本計画』策定スケジュール（案）」、資料は以上でございます。過不足等はありませんか。

大西会長

それでは次第に従いまして、議事1「児童の放課後を豊かにする基本計画（案）」について、事務局に説明を求めたいと思います。

本日はページ数の多い資料が複数ありますので、基本計画案の説明に先立ち、資料1『『児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）』に対する主な意見』から資料4「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ [第1～第3クール]」までを説明していただき、質疑を行った後に資料5から資料7の説明をお願いしたいと思います。

それではまず、資料1から資料4の説明をお願いします。

事務局

はじめに、資料1『『児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）』に対する主な意見』をご覧ください。

こちらが昨年10月に開催いたしました第12回の本審議会、11月の市議会文教委員協議会、12月の第11回児童の放課後対策検討委員会・同幹事会等でいただいた基本計画素案に対する主な意見の一覧となります。この内容につきましては、資料6の基本計画案にすでに反映済みで、それぞれの箇所にこの修正意見も記載しておりますので、資料6のご説明の際に、修正意見も含めてご説明させていただきます。

次に資料2-1「放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ（児童用）」をご覧ください。

こちらは、昨年の7・8月に市立小学校4校で実施いたしました放課後子ども教室モデル事業の第3クールについて、実施校4校の全児童を対象にアンケートを行った結果をまとめたもので、回答率は36.0%でございました。主要なアンケート結果をご説明いたしますと、(2)の子ども教室への利用登録については、全児童の48.4%が登録し、残る51.6%が登録しませんでした。(4)の登録しなかった理由については、①の「塾や習い事があったから」が21.0%と、最も多い理由でした。

2ページに移りまして、(8)の子ども教室は楽しかったかについては、「とても楽しかった」と「楽しかった」を合わせ、82.1%の児童が肯定的な評価をしています。

3ページに移りまして、(10)の子ども教室で楽しかったことについては、夏休みに友達と会えること、オセロゲームや折り紙をしたこと、子ども教室の先生と遊んだことなどが上位を占めました。

4ページに移りまして、(14)のどんな子ども教室であればいいと思うかについては、「とにかく自由に遊ばせてほしい」が28.0%で、もっともニーズが高いことがわかりました。

このページ以下には、それぞれの学校単位のアンケート結果を付けておりますので、機会を見つけてご覧いただければと考えております。

続いて同じく資料2-2「放課後子ども教室に関するアンケート結果まとめ（保護者用）」をご覧ください。こちらも児童と同様、放課後子ども教室モデル事業の実施校4校の全児童の保護者を対象にアンケートを行った

結果をまとめたもので、回答率は39.0%でございました。

主要なアンケート結果をご説明いたしますと、(4)の児童が留守家庭児童会室を利用して、今後子ども教室が夏休み等の長期休業中に定期開催された場合、留守家庭児童会室と子ども教室のどちらを選ぶかの問いについては、子どもと話してから決めるが45.5%、留守家庭児童会室を選ぶが27.3%でした。

次に3ページの(8)我が子が子ども教室に参加したことに関する満足度については、満足とやや満足を合わせ、78.8%の保護者が肯定的な評価をしています。

(9)の満足の理由については、①の「学校で自由な時間を過ごすことができた」が最も割合が高く、(10)の不満の理由については、⑦の「施設の自由開放だけでなく、スポーツや遊びのメニューを充実してほしい」がもっとも割合が高い結果となりました。

4ページに移りまして、(11)の希望する子ども教室の実施形態については、②の「夏休みや冬休みなど長期休業中に開催している」が最も割合が高い結果となりました。

最後の(12)の子ども教室の有料化については、無料なら参加させたいが38.9%、年間数百円から千円程度の保険料だけなら参加させたいが44.0%でした。

これ以降のページには、児童用と同様に、各学校単位のアンケート結果を付けておりますので、機会を見つけてご覧ください。

続きまして資料3-1から3-4の「放課後子ども教室モデル事業運営業務委託 事業評価表」についてご説明いたします。こちらは、放課後子ども教室モデル事業の第3クールについて、その運営業務を受託した事業者の運営内容について、委託仕様書の内容に沿って、1次評価である事業者の自己評価と2次評価である第1次評価を踏まえた教育委員会の評価を学校ごとに記載したものです。

内容が詳細にわたるため、本日は総合評価のみのご説明にとどめさせていただきたいと思いますが、4校それぞれの総合的な評価については、各資料の最終7ページに記載されておまして、事業者の自己評価である第1次評価については、蹉跎が5段階評価の3.4、山田が3.1、津田が3.3、樟葉北が3.2となっており、教育委員会の評価の第2次評価については、蹉跎が5段階評価の3.3、山田が3.1、津田が3.1、樟葉北が3.1としておまして、各校全評価項目にわたり、仕様書の内容を満たしているか、それ以上の事業運営がなされていたと評価しております。特に評価の高かった蹉跎小学校のモデル事業については、総合評価の第2次評価者の所見で「参加児童数が多く、大変活気がある教室となったことや、児童の自主的な遊びの創出を演出した点について評価できる。トラブルに対し、教育的な見地から児童のことを考えて対処しようとしたことは大変評価できる」と所見を述べております。

それでは次に、資料4、「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ [第1から第3クール]」をご覧ください。第三者評価につきまして

は、前回の本審議会におきまして、第1クールと第2クールの中間報告について、ご説明いたしました。第3クールの評価についてはまだご説明しておりませんでしたので、このたびは中間報告の内容と第3クールの評価の内容をまとめたものを作成しましたので、ご報告させていただきます。

それでは資料1ページのB、第三者評価まとめのところをご覧ください。1の利用実績の評価の(1)「放課後子ども教室モデル事業の登録者に占める参加児童の割合について」ですが、①の第1クールより第2クールの方が参加児童割合が5%下がったものの、第3クールでは第1クール程度に回復したことについては、アンケート等でも顕在化している夏休みの実施に対するニーズの高さが数字の上で裏付けられたという評価がある一方で、各クールのパーセンテージの違いは5%程度であり、それも今回だけの傾向であるため、これをもって夏季休業中のニーズの高さが裏付けられたと考えるのは早計だという評価もあり、今後の対応としては、いずれにしても事業の推移を見守る必要があると考えております。

2ページの②、③、④については、前回ご説明いたしました中間評価の内容を引用したものですので、ご説明は省略させていただきます。

3ページに移りまして、(2)の放課後子ども教室モデル事業の参加児童に占める、留守家庭児童会室児童の割合についてですが、①の放課後子ども教室参加者全体に占める留守家庭児童会室登録者の割合が、第1クールの29.8%から第3クールの39.8%の範疇であったことに関しては、子ども教室への参加を望む留守家庭児童会室児童を含む全児童のニーズを一定受け止めており、全児童を対象とした放課後子ども教室として順調に進捗しており、今後参加児童数がさらに増加することを期待するとすべての委員が評価されています。この対応としては、事業の推移を見守りたいと考えております。

②の留守家庭児童会室にも登録している子ども教室参加児童の中で、子ども教室終了後、留守家庭児童会室にも登室している児童は、第1クールは約54.2%、第2クールは約66.0%、第3クールは約86.2%であったことについては、多くの児童がニーズに応じて両事業を使い分けており、当初目的が達成されていると評価し、特に第3クールの比率が高いのは、第3クールは夏休みの午前中に実施したため、昼から留守家庭児童会室に行く児童が多かったからであろうと評価する委員とともに、この状況を留守家庭児童会室と子ども教室では、それぞれに対して求めるものが異なり、放課後事業を子ども教室に統合することが難しいことを表していると評価する委員もおられました。この対応については、夏休みなど、三季休業期間中の事業実施にあたっては、半日ではなく1日開室するなど、よりニーズに沿った事業の選択が可能となるような方向で検討しながら、事業の推移を見守りたいと考えております。

4ページに移りまして、③の子ども教室1日あたりの参加人数ですが、留守家庭児童会室登録児童はご覧のようにクールが進むごとに増加し、一方、登録していない児童は、第1クールが最も多く、次に第3クール、最

後に第2クールという順番になっていることについては、そもそも全児童に占める参加者の割合が低く、その中での少々の数字の増減は、全児童対策の観点からは有意の数字の変化ではないと思われるとする意見がある一方で、留守家庭児童会室登録児童は、授業のある登校日、三季休業期間を問わず、平日は保護者の勤務等の関係で、一定時刻まで学校に留まることを求められており、クールを問わず一定数の児童がそのニーズに応じて参加したものである。留守家庭児童会室未登録児童は、物珍しさで第1クールに多くが参加し、第2クールで魅力が薄れて参加者が減り、夏休みは、児童または保護者が、例えば一日中家にいるよりもなどと判断し、参加者がある程度戻ったのではないかと考えられ、登録児童と未登録児童との比率の変化はこの状況を表したものであるとの評価もありました。この対応については、参加者の増加に向けた取り組みを進めながら、事業の推移を見守りたいと考えております。

続く(3)「放課後子ども教室と留守家庭児童会室をニーズに応じて使い分けられるようにする考え方について」から7ページに渡っては、中間報告の際にご説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

最後に8ページ、「3. 総合的な評価」をご覧ください。第1から第3クールまでの、委託事業者の自己評価及びそれに対する教育委員会の評価が、業務委託仕様書に照らして妥当かどうかについては、評価を適正に行っており、その内容についても概ね妥当との評価をすべての委員からいただいたとともに、参加者数が伸びない理由は何なのか、検証と今後の展開が望まれるとするご意見もいただきました。その対応としては、今後も適正な事業運営に努め、今後の事業展開にあたっては、参加者の増加に向けた取り組みを進めるとともに、他市事例等も見ながら参加者数の推移について検証したいと考えております。

資料1から資料4のご説明は以上です。

大西会長

ただ今、資料1から資料4について説明がありました。このことについて、ご質問やご意見はございませんか。

薦田委員

アンケートで印象に残ったのは、資料2-1で子どもたちが「とにかく自由に遊ばせてほしい」とありますが、この「自由に」というものは何なのか。この審議会では、子どもの自由をどう獲得していくのかという話をしていたと思うんですが、でも「自由」が欲しいという、これは何なのだろうと思いました。感想でございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。非常に難しいですね。

事務局として、このアンケートの回収率についてはどのようにお考えですか。

事務局

これは子ども教室に参加した児童やその保護者だけではなく、全児童・保護者に配布しましたので、参加しなかった児童や保護者については、どうしてもアンケートの提出に対する意欲が少なかったのではないかと考えています。

大西会長

児童用のものについては、もう少し高くなるのではないかとと思うのです

が。回答したら持ってきなさいよというようにしたら、もっと出してくれるのではないかと思うのですが。児童用が保護者用よりも低いというのは、一体何なんだろうなというのをちょっと思ったりしたんですけれども。

以前、事前に見せていただいたときにも言っていたのですけれども、小学校1年生から6年生までに配布したときに、この文言を全て理解して、回答できるのかなと。一番気になったのは、「登録」という言葉が小学校1年生に分かるのかなと。ひらがなで書いてはいるんですけれども。もっと平易な言い方に変えないと、子どもは理解できないのではないかと思うのですけれども。いかがでしょうか。

事務局 今後、アンケートを実施する際には、その点についても留意していきたいと思います。

薦田委員 資料3-1から3-4の自己評価について、それぞれ高いのか低いのか。

事務局 3が標準になっています。

薦田委員 3が標準ということは、いずれも標準は超えているということなんですね。これが正確かどうかは分かりませんが。

大西会長 これは5段階評価の3ですね。

事務局 そうですね。仕様書のとおりに求めたものができていれば3になります。

薦田委員 例えば、総合評価を5にするためには、こういったところに力を入れたら良いのでしょうか。

事務局 仕様で求めている以上のことを積極的にやっていただく、「とても充実した実施」であれば5点になります。評価表の1ページ目の「記入方法」に記載しております。とても充実していれば5点、やや充実していれば4点、仕様書のとおりであれば3点、やや不十分であれば2点、全然できていなければ1点というように定めています。仕様書で求めた以上に実施していることに加えて、がんばっている点が多項目に渡ってできていれば、総合評価が5点になります。

大西会長 仕様書どおりであれば良いということでしょうか。

荒木委員 この文章の一つ一つに対して良かったのか、悪かったのかということのほうは大事ではないかと思うのですけれども。3や4が当たり前ようになってしまうと思うので、1や5はつかないのかなと。例えば、資料3-1の2次評価に記載している「状況に応じて図書室等2つ以上の部屋を使い分けるなど工夫していた」というのは良い点ですよ。良い点として書いてもらうか、悪い点として書いてもらうかというほうが、もっとわかりやすいのかなと思ったんですけれども。

後閑副会長 第1次評価と第2次評価に少し違いがあるところがあって、どちらかというとならば1次評価の方が高く、2次評価の方が低いところがあるんですけれども。この辺の意識の違いというのは、実施されている側は一生懸命にやっていたという思いだったかもしれませんが、客観的にみると仕様書のとおりという評価ということになっている、この違いについては、どんなことが話し合われていたのでしょうか。

大西会長 事務局	<p>いかがでしょうか。</p> <p>事業が終了した後に業者と話し合いはしていて、こういうところに問題があった、こういうことができていたなどの意見交換をしていたというところでございます。</p>
後閑副会長	<p>子どもたちの安全の面や指導の面については、やはり第三者の目から見てというか、依頼するの所管課のほうが、3点の評価、仕様のとおり実施していたと思っても、実施した側からすると良かったんだと思っっているのは。今後、事業として持っていくときに、やはり良いものを目指すとしたら、客観的な評価の方が冷静な評価になっているのではないかと思いますので、そこら辺を事業者と意見交換して、より良いものを目指していただければと思います。</p>
大西会長 事務局	<p>厳しいことを言うかもしれませんが、所管課としては仕様書通りにできているかという観点から評価するのか、それとも、その視点に加えて、子どもにとってどうなのかというような視点でみるのかという、どちらのほうになるのか、それとも両方なのかどうなのでしょう。</p> <p>「子どもにとって」ということを、言葉で評価の対象にするのは、なかなか難しいところがあるのではないかなという気がします。これはしてくださいということは書けるのですが、例えば子どもと充実した触れ合いをしてくださいということを書いても、それが本当に充実していたかどうかは評価が難しい気がしますので。あくまでこれは点数をつけることが目的ではなくて、次回以降に実施する際には、この点をこう改善してくださいねというように、より充実させていくツールとしてこの評価表を使っているところですよ。</p>
大西会長 事務局	<p>ツールがうまく子どもニーズに対応するというか、子どもにとってプラスであるとか、子どもの主体性が担保できるとか、そういったことに結びついていくように評価をしてもらったほうが良いと思いますので。</p> <p>仕様書に書ける範囲で子どもへの対応が充実するように、今後は書いていかななくてはいけないというように思います。</p>
植田委員	<p>評価表の項目⑨ですが、学校、留守家庭児童会室との連携の中で、①に「発注者及び実施校での既存の放課後等の事業の関係者と図りながら業務行い」ということで記載しているんですけども、項目としては学校、留守家庭児童会室との連携となっていますが、夏休みの事業と考えると、枚方子どもいきいき広場も含まれると思うんです。そこの連携に関しての評価はどのようにされているのかがどこにも出ていないので。保護者の要望等をみていたら、夏休みの実施の希望が結構多いと思うんです。そうすると、夏休みに実施する場合については、やはり、土曜日に枚方子どもいきいき広場がかなりの回数で実施されているので、そこの連携がすごく重要になってくるのではないかと。そうしたら、ここの項目の中では、学校、留守家庭児童会室との連携という大きなタイトルの中の一部にしかないんで、ここで言うならば既存の放課後等の事業の関係者というのが、もっと大きくなってくるのではないかなと思うんですけども。</p>
事務局	<p>現在、この審議会で審議していただいている基本計画の中では、総合型</p>

放課後事業ということで、枚方子どもいきいき広場も含めて連携・協働していくということになっているんですけども、このモデル事業を実施したときには、そこまで明確な4事業の連携というのは打ち出せていませんでした。留守家庭児童会室と放課後自習教室と放課後子ども教室というのは連携することになっておりましたが、枚方子どもいきいき広場は土曜日の事業で、文部科学省や厚生労働省の放課後子ども総合プランの中にも枚方子どもいきいき広場は含まれていなかったもので、これまでの放課後対策の中では同じ学校敷地内で実施されている類似事業として、情報交換を行う事業として位置づけられていましたが、今回、基本計画の中で、枚方子どもいきいき広場も明確に入れた形で総合型放課後事業を構築しようとしておりますので、この基本計画の完成後、この評価をするならば、当然、枚方子どもいきいき広場との連携も評価の対象となります。なので、今回のものは枚方子どもいきいき広場が入ってくるまでの途中経過のものであるというように考えていただきたいと思います。

植田委員

土曜日が入ってくるとなると、いわゆる学校開放、スポーツ団体へ校庭を開放している事業ですね、そこの連携も結構重要になってくるかと思うんです。先ほどは枚方子どもいきいき広場を一つの例として挙げましたが、こういったところもこれから加味していかなければいけないのではないかなと思います。

事務局

総合的な連携・調整となっておりますので、放課後等に学校で実施される子ども向けの事業等とはすべて連携・調整していかなければならないと考えております。

蔦田委員

とっても大事な意見だったと思います。重要ですよ。

事務局

これまでそれぞれの事業は個別に実施していて、連携ができていなかったもので、得られるはずのメリットが得られていなかったのかなと考えますので、今後は連携・調整していきたいと思っております。

大西会長

どうでしょう、ほかにございませんか。

蔦田委員

樟葉北小学校の総合評価については、良く言えば仕様書通り、悪く言えば管理的な印象というのは、もう少し具体的にどういうことなんでしょうか。なぜ気になったのかというと、ほかの学校はいろいろ工夫されているなということがよく分かりました。

事務局

樟葉北小学校については私も見に行っただけですが、そのときの印象としては、安全面というのが第一というようなところもあって、割とここにも書いてあるように管理的な感じを受けました。そういうことで、ここに書いてあるようなことになっているのかなと。

大西会長

管理的であるということは、子どもの自主性がないということですか。

事務局

そういった印象を受けたようなところもありました。スタッフがそれぞれ複数の学校に行かれていたようですけども、樟葉北小学校については、そういった印象があったかなと。

大西会長

規制的な管理ということですね。子どもの自主性よりも安全ということをキーポイントにしていたということですので、非常に危ないことをするときには規制をしていたということで、ジャングルジムを登って、そのの

上で鬼ごっこをするようなことがあれば降りるよう指示することがあるということですね。

事務局

具体的な内容まではわかりませんが、規制とまでいくかは分からないですけれども、そのような印象もありました。

事務局

ニュアンス的に我々が現場に行って感じたものと、この管理的という表現が正しいかについては、再検討したいと思います。

大西会長

実際に見に行き行って管理的であると思ったところですから、一番最初の人に。ですので、変わってもらわないと、子どもの自主性、主体性を尊重してもらわないといけないので。ずっと樟葉北小学校だけ管理的であれば困ったことになると思いますが。

荒木委員

保護者用のアンケートの中で、有料化という項目があると思うんですけども、この先、このことに関してはどれくらい検討されていますか。

事務局

可能性はゼロではない、検討の対象にはなるということです。実際にやるかは分からないですけれども。

荒木委員

保護者の視点からすると、有料かそうでないかということは結構大きな問題で、留守家庭児童会室は有料、子ども教室は無料というイメージがあったので、有料化という部分に引っかかったのでお聞きしてみようかなと思ったんです。

事務局

いわゆる人件費に相当するものを徴収する気は全くありませんが、保険料ぐらいは検討するかもしれません。

事務局

他市の状況を見ても、保険料程度の料金を徴収しているという事例もありますので、そういうことも検討することもあるかもしれないなど。今回はこういうアンケートで、どういうふうに思われているのかというものもありますので。

大西会長

すみません、最初のあたりでしたか、おやつ代が問題になったことがありましたね。無償化することによっておやつ代は取れないのでといった検討があったかと思うんですけども。ということで、無料という意識でずっと見てきたんですけどね。もし有料化するとして、保険料ではなくておやつ代となると、留守家庭児童会室との連携はしやすくなるのではないのでしょうか。

荒木委員

お金を取ってしまうと、留守化家庭児童会室と一緒にになってしまうのではないですかね。

大西会長

その辺のあたり、少し論議が変わってくるかなというところがありますね。

薦田委員

留守家庭児童会室は教材費も徴収していますよね。

荒木委員

教材費はなくて、利用料とおやつ代と、あと延長料ですね。

事務局

このアンケート調査に関する質問項目、選択肢として、保護者の意向も確認するというので、当然、子ども教室に関しても必要な経費が相当額かかっているの、今後、どのように事業をやっていくかという題材をいただいているということになります。今後の方向性については、このアンケート結果の中で、千円程度の保険料だけなら参加させたいというのが一番多いですが、次に多いのが無料なら参加させたいということにもなって

おりますので、最終的に市としてどのように決めていくかという判断材料の一つとして活用していきたいと考えています。

蔦田委員
事務局

留守家庭児童会室には保護者会はあるんですか。
ございます。

蔦田委員
事務局

それは保護者会と支援員との連携というのも意図的にやっているんですかね。
はい。

蔦田委員

すばらしいですね。なかなか連携ができなくて、どこも困っているんですけれども。

荒木委員
蔦田委員

僕が保護者会の代表としてここにいるんで。

先ほど、教材費について勘違いをしていました。保護者会が会費を集めて、教材として提供していくということもあるのですが、枚方市はそうではないんですよ。

荒木委員

そうですね。保護者会の会費が年度終わりに余ったとき、その分次年度の児童たちに本とかブロックとかおもちゃとかを提供するという取り組みはやっているところもあります。

蔦田委員
荒木委員

支援員と保護者会の連携はうまくいっているんですか。

一応、話し合いはします。でも、場所によって違うかわからないですけど、例えば津田南小学校に関しては、先生方がしっかりやってくさっていて、保護者会はあるんですけど、一応、かたちとしてというか、あんまり関わってということもなくて。一応、声がかかったときにお手伝いをやらせていただくこともあります。

蔦田委員
事務局
大西会長

子ども教室では、この保護者会というのは組織化できますか。

この時点ではそのことについて検討はしていませんね。

例えばそのような保護者会というものができてしまうと、保護者からの意見とか、圧力というかパワーというか、そういうもので子どもの自主性が削がれてしまうのであれば、本末転倒になりますので。だったら、どういった保護者会を作るのかということが大きな問題になるのかと思います。

蔦田委員

留守家庭児童会室では、厚生労働省が定める運営指針の中で、保護者との連携というものが定められて、そこで働く支援員とどう連携を図るかきっちりと学ぶ場が設けられているんですね。子ども一人を見ていくのに、学童クラブだけではどうにもいかないし、家庭もいろいろ課題を抱えているという中で、言葉は悪いですが、支援員が保護者の面倒を見ていかないといけない状況になっていて、保護者と連携していくことがとっても大事だっていう。課題を抱える子どもも多いし、課題を抱える親も多くなっているところがあるのかなと思うんですけど。子ども教室の利用率が大きくなってくると、どんどん子どもが増えてくる、その中でいろんな子どもの課題が見えてくる。その子どもの課題をどう解決していくのかといったときにも、保護者との話し合いも大事かなと思います。さらに大事なのが、例えば学童クラブの保護者会と、例えば子ども教室の保護者会が連携することがあると、輪が広がって良いのかなと思いましたけれども。非

常に難しいと思いますが。

大西会長

福祉的側面から考えていきますと、最近では児童福祉ではなくて、子ども家庭福祉とって、いわゆる子どもが育つ場としての家庭というものを意識されてきているというわけですから、子育て支援といった場合でも、子どもが成長するその裏にいる親御さんとか、家庭含めてどう支援していくかということが、非常に重要なポイントになってきているわけです、最近では。そういうあたりが非常に難しい。どこでもいろいろな問題を起こしてきているということになるんですね。本来、そこは総合的にうまくできれば一番良いということになるんですけども。多分、留守家庭児童会室の方は福祉的要素が非常に強いということになると、やはり保護者、家庭というものを意識して、対応せざるを得ないというようなところはあると思うんですけども。この場合はどうなるのかと、検討していかないといけない。

葛田委員

確かにそうですね。

大西会長

ちょっと踏み込んで言わせていただきますと、そういうあたりも含めて、事業全体の中に、非常に能力の高いコーディネーターがいて、そのコーディネーターがうまく家庭と子どもと学校という、いろいろな機関とか、そういうものを総合的にコーディネートできる力がないと、保護者会だけができてしまっても、うまく機能しないことになると思うんですね。だから、ここで求められていることは、ぼく自身は保護者会までいくのかなというのはちょっとわからないですね。

後閑副会長

保護者会の対象者は全員になるわけですかね。

荒木委員

一応、全員が対象になります。でも会員なる方はやはり数人ですよ。

後閑副会長

留守家庭児童会室の保護者会には参加するという意思をはっきりと表した人たちが構成されているので、保護者の概念が明確ですよ。そう考えたときに、事業をしていくうえでは必ず出てくる問題だと思うんです。ですので、それを今後どう構成していくのということを必ず考えていかないと、より多く子どもたちにこの事業に参加していただきたい、それから3間の確保など考えたときに、これは保護者抜きには考えられない。だけど、どうしたら良いのか分からないというのが本音かなというところですね。

事務局

行政のスタンスとしましては、留守家庭児童会室の場合は一定の契約関係にあって、いわゆる遊びと生活の場を求めて、基本的には毎日決まった時間に行きますよという前提があります。子ども教室の場合は、例えば週に1回ですとか、2週間に1回とか、あるいは毎日のヘビーユーザーとか、いろいろな立場の子がおられると思いますので、一律に、ひとくりにしにくいということがあります。ただ、保護者との関係につきましては、今回もアンケートをとっていますように、こういったアンケートを通じてですとか、あるいは定期・不定期の説明会ですとか、そういったことの中で、関係としては構築していく必要があるのかなと考えているところでございます。具体的に保護者会をつくるかどうかについては、会長がおっしゃたように議論の必要があるのかなと考えています。

大西会長

自然発生的にサポートグループなんかができたら良いですけど。

では、他にご意見がないようでしたら、続いて資料5の「『児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）』に対する意見募集結果とそれに対する児童の放課後対策審議会の考え方」及び資料6の「児童の放課後を豊かにする基本計画（案）」と、資料7のその概要版の説明をお願いしたいと思います。

なお、この基本計画案は、すでに回を重ねて検討を行っておりますので、本日は第12回の本審議会以降に修正を行った部分を中心に説明をお願いします。

事務局

はい。それでは次に、資料5の「『児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）』に対する意見募集結果とそれに対する児童の放課後対策審議会の考え方」をご覧ください。本資料は、ご覧のように、いただいたご意見と、それに対する本審議会としての考え方の案文を書かせていただいております。

このような計画文書を教育委員会が作成する場合、まず審議会等から答申をいただき、それを踏まえて教育委員会の案を作成し、パブリックコメントを実施して、いただいたご意見とそれに対する教育委員会の見解を公表してから計画として策定するという手法を取ることが多いのですが、昨年末に行いました基本計画素案に対する意見募集につきましては、策定までの時間の関係等があり、審議会から教育委員会への基本計画の答申前に行ったものでございます。

したがって、形の上では、行政が行うパブリックコメントではなく、答申作成のための審議会による市民に対する「意見募集」という形となりましたので、ご負担をおかけして申し訳ありませんが、いただいたご意見に対する考え方につきましては、意見募集を行った本審議会の考え方としてまとめた上で、基本計画案に反映し、答申を行っていただく必要がございます。

失礼ながら事務局で、ご覧のように審議会の考え方の案文を作成しておりますので、その内容についてご検討いただき、加筆・訂正すべき箇所について、ご指摘いただきたいと思いますと考えております。

それでは資料の中身についてご説明いたします。本資料は、11月30日から12月19日にかけて、行った意見募集の結果をまとめたものです。

寄せられたご意見は、個人7人からで、意見項目数は計19項目でした。主な内容をご説明いたしますと、1ページから2ページの基本計画全体については、素晴らしいといったご意見や、計画が「絵に描いたモチ」になったり、「民間に丸投げ」といった結果にならないようにというご意見、各事業を関連付けて考えるのはいいが、教員の負担とならないよう、イベントオンリーにならないよう、また、利益追求の民間では、長いスパンの取り組みなどできないといったご意見をいただきました。

これらに対して審議会の考え方のところでは、基本計画に沿った考え方を書かせていただき、また、教員の負担軽減については、複数のご意見をいただき、これまで計画本文に記載がございませんでしたので、その旨加

筆することを書いております。

2ページから6ページの第2章については、枚方子どもいきいき広場が総合型放課後事業の中で、どのように位置づけられるのかという疑問や、総合型に移行することで、個々の事業の質が下がるのではないかと懸念、土曜日の放課後対策を具体的に求めるご意見、放課後子ども教室モデル事業の管理と評価に関するご質問、教育に効率を持ち込むべきでないとのご意見、質の高いサービス提供については、単に技術面の問題ではなく、子どもが自己肯定感を持ったり、ストレスがかかったときに、それを上手にやり過ごす力などを身につけることまでを意識できる、懐の深いスタッフの育成の視点も持つべきなどのご意見をいただきました。

これらに対して審議会の考え方では、基本計画の考え方に沿って説明するとともに、効率については、事業目的を忘れて効率ばかりを追求すべきではなく、事業目的を達成するために、効果的な事業運営を行うべきことを書いてうえで、市の事業である以上、効率は無視できないこと、また、子どもが自己肯定感を持てるよう支援できるスタッフの育成など、質の高いサービス提供については、重要な視点であるため、ご意見の趣旨を計画本文に加筆する旨を書いております。

6ページから7ページにかけての第3章については、基本理念が全体に大変よくできているというお褒めの言葉とともに、安易に地域人材の中にスタッフを求めないようというご注意や、総合型放課後事業の中でのいきいき広場の位置づけに関するご意見をいただきました。

これに対して審議会の考え方では、事業運営にあたっては、求められる役割に応じたスタッフを確保できる実施主体が運営すべきこと、また、枚方子どもいきいき広場は放課後事業の中で児童の体験学習部分を担っており、従来どおり地域主体で推進してほしいことなどを書いております。

7ページの第4章については、学童保育と在宅児童の施策の優先順位に係るご意見や、本素案公表前の保護者会で、教室のタイムシェアリングの話がなかったことに対するご意見をいただきました。

これに対して審議会の考え方では、総合型放課後事業は、留守家庭児童会室への入室の有無を問わない、すべての児童の放課後対策を進めること、教室のタイムシェアリングの話は、本素案での公表が市民向けでは初めてになるため、事前の個別公表はできなかったことなどを書いております。

7ページ後段から8ページにかけての第5章については、留守家庭児童会室といきいき広場との連携について、過去に連携がうまくできていなかった実例についてご意見をいただき、これに対して審議会の考え方では、そのような事態を今後招かないためにもさらなる連携が必要であることを書いております。

続いて資料6の「児童の放課後を豊かにする基本計画（案）」をご覧ください。これまで本基本計画につきましては、市民からの意見募集に向けての素案として、ご検討いただいていたましたが、このたび意見募集が終了し、その結果も反映した基本計画案を作成いたしましたので、本日ご検討

いただきますのは、答申に向けての最終段階となります基本計画（案）となります。本日は、前回の本審議会以降に、修正を行った部分を中心に説明いたします。

まず、表紙のサブタイトルの「児童」については、以前「就学児童」としておりましたが、前回の本審議会において、「就学」にこだわる必要はないのではないかとのご意見をいただき、修正いたしました。

続いて表紙裏面の「はじめに」の下段の網掛け部分ですが、従来「課題解決に向けては」としておりましたところ、子どもの教育や子育て支援は、課題解決のためだけに行われるものではないので、「課題解決に向けても」とすべきとのご意見を踏まえ、修正を行いました。

次に次ページの目次、第2章の「6. 効果的・効率的な運営」と書かれた部分ですが、こちらは従来、効率も効果も両方を重視する観点から「効率的・効果的」としていたところ、全体の文脈の中での「効率的」の表現が登場することに対する疑問や「効率的に運営することにより効果を生むのではなく、効果的な運営を行ったことで結果として効率化されなければならないため、効率的が前に来るのはいかがなものか。」とのご意見が市議会議員からあり、本審議会における議論の中でも、効果的な事業運営を行った結果として効率化されるべきとのご意見があったと思いますので、「効果的・効率的」に修正いたしました。同じ表現については以下同様に修正いたしました。

次に1ページ上段の「注2」という注釈番号ですが、前回の本審議会において、本計画における「児童」がどの範囲の児童をさすのかについての説明を、どこかに書いておいた方がよいのではないかとのご意見を踏まえ、定義を注釈部分に記載したため、新たに注釈番号が加わり、それに従って、全体の注釈番号が繰り下がりました。

続いて4ページ上段の「本市の人口の将来予測」のところですが、本市の新たな人口推計が明らかになりましたので、時点修正を行いました。

次に6ページの円グラフを表示した四角の枠の中に、グラフの元となる回答人数の合計を記載しておりますが、これは前回の本審議会においてアンケート回答者の合計を記入すべきとのご意見を踏まえ、記載したもので、以下同様に修正しております。

次に少し飛びまして17ページをご覧ください。下段の「(3) 課題」のところの下から3行目からの網掛け部分でございますが、こちらは修正前に「本格実施にあたっては、行政サービスの公平性の確保の観点からも市立小学校45校を対象とした実施が求められます」としておりましたところ、前回の本審議会において、「行政サービスの公平性」という言葉だけを見ると、地域状況や利用者のニーズに関わらず、画一的なサービス提供を行うといったイメージがあることのご意見をいただいたため、ご覧のように修正いたしました。

続いて19ページ中段の「③スタッフの質の向上」のところの、白黒反転の網掛け部分ですが、こちらは先日実施した意見募集において、スタッフの質の向上を図るに際しては、スタッフの知識・技術の向上を図るだけで

なく、児童が「自己肯定感」を持ち、ストレスをやり過ごすことができるような児童を育成するなど、児童が育成すべき力の観点も意識できるスタッフの育成を図るべきとの意見を踏まえ、生きる力を備えた児童を育成する観点から、ご覧のように加筆いたしました。

次に20ページ、「1. 基本理念」の中段の網掛け、「仲間と過ごす体験不足が、現在の児童の発達にさまざまな影響を与えています」のところをご覧ください。この部分については、「なぜこのようなことを言えるのか」と、論拠を求めるとご意見がありました。この点については、例えば、国立青少年教育振興機構が平成22年に公表した「子どもの体験活動の実態に関する調査研究報告書」によりますと、子どもの頃の「自然体験」や「友だちとの遊び」、「地域活動」等の体験が豊富な人ほど、「意欲・関心」「規範意識」「人間関係能力」が高いなど、児童期の体験の豊富さとそれを通じて得られる資質については関連があることが報告されておりまして、この内容につきましては論拠のあることと考えており、児童の放課後対策を進める上で、重要な観点と考えますので、修正は行っておりません。

次にその下、「放課後の再生」の網掛け部分をご覧ください。この「放課後の再生」は、かつて放課後の子どもの周りには当たり前のようにあった、自由に過ごす「時間」や子どもだけで安全・安心に遊べる「空間」、ともに遊ぶ「仲間」のいわゆる「3間」が「喪失した」ことが、現代の子どもの発達に影響を与えているとの認識のもとに、放課後の子どもの失われた3間を「取り戻す」ための環境を整備する意味で、「放課後の再生」という用語を使用してきたと認識しておりますが、市議会議員から、「再生」と書くと、「昔は良かった、昔に戻れ」と言っている様に聞こえる。必ずしも昔は何でも良かった訳ではなく、ここは現代にふさわしい放課後を新たに構築しなおすという意味で、「放課後の再構築」と書くべきではないかとのご意見をいただきました。

「失われた3間を取り戻す」という意味では、「再生」という用語で誤りはないと考えられますし、一方で「失われた3間を取り戻す」という結果を得るために、学校を舞台に、児童のための安全・安心な放課後環境をわざわざ整備しようとしている点では、現代の状況に合わせて「再構築」しているとも言えるように思います。

「放課後の再生」というキーワードは、本審議会の代田委員からご提案をいただいた言葉ですので、このご意見の取り扱いについては、答申として本基本計画をまとめていただく委員の皆様でご検討いただいた上で決定していただきたいと考えておりますので、ご検討をお願いいたします。なおご提案いただいた代田委員は、本日ご欠席されておられますが、本件について先日お伺いしたところ、「『放課後の再生』については、ご指摘の内容である『昔に戻れ』ということを一義にしたものではなく、放課後が本来有している『子どもの自主性、自発性に基づく自由な時空間』としての機能を、再度子どもたちの手に取り戻すための試みというニュアンスを込めたものであったと思われる。一方で、ご指摘のとおり子どもとその放課後を取り巻く今日的課題に対して、大人による環境整備を経た『再構

築』であるというニュアンスもまた本来的な意義に外れたものではないと考えられます。基本計画（案）本文には、当該箇所の前後に『自由な時空間』『自主性』あるいは自発性に関する記述があり、その意義を十分に踏まえたものであると考えられますので『再構築』へ変更してもよいと考えます。最終決定については審議会各委員のみなさまのご判断にお任せいたします。」とのご意見をいただいております。委員の皆様には、このご意見も参考に、ご判断いただければと考えております。

続いて 21 ページ、上段の網掛け、「いきいき広場において」につきましては、従来「いきいき広場など様々な」としておりましたところ、体験学習を主に担うのはいきいき広場であるため、いきいき広場が担うことが明確になるような書きぶりとするべきとの意見を踏まえ、ご覧のように修正いたしました。

次に 25 ページをご覧ください。下段の白黒反転の網掛けのところについては、こちらも先日実施した意見募集において、事業実施にあたり、教職員の負担が増さないよう、配慮を求める意見が複数あったため、加筆したものです。

最後に 29 ページの注釈のところですが、注 2 に「児童」の範囲について、当該市立小学校に通う児童だけでなく、地域に居住するすべての児童を対象とすることを記載いたしました。

続きまして資料 7 の「児童の放課後を豊かにする基本計画（概要版）（案）」をご覧ください。こちらは資料 6 の基本計画案について、その概要をまとめたもので、内容は基本計画案の主要部分を抜粋したもので、これまでご説明いたしました内容と同じ内容となりますので、重ねてのご説明は省略させていただきます。

長くなりましたが、資料 5 から資料 7 のご説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。ただ今、資料 5 から資料 7 について説明がありました。このことについて、ご質問やご意見はございませんか。また、「放課後の再生」という文言について、検討を求められていますので、このままで良いか、または修正すべきか、ご意見をよろしく願います。いかがでしょうか。まず、この「再生」という文言のところから話ができればと思いますが。どうでしょうか。

蔦田委員
事務局

代田委員はどちらでも良いというご意見だったんですか。

前後にきちんと言うべきことが書いてあるので、「再構築」で良いのではないかというご意見でした。

蔦田委員

「再生」ではなく、「再構築」で良いのではないかというご意見だったんですね。ここの網掛けのところの放課後も「再構築」に変えるということですか。

事務局

「再生」はすべて「再構築」に置き換わります。「再生」と書いているのは、タイトルと、先ほどご説明したところと、23 ページの図表の上方です。上方の右下の「求められているのは放課後の再生」というところが「再構築」に変わります。

大西会長

いかがでしょう。

荒木委員	これは昔が悪かったっていう前提であったら、「再生」と書くのはおかしい。
横山委員	昔のほう良かったから、仲間と過ごす体験不足についてなんかを謳っているから書くんですよね。ここは抜かないで、再構築と書くのは、昔の方が良かったから、仲間と過ごす体験を増やそうとしているわけですよね。それは昔に戻るということではないですか。
事務局	市としては、昔の環境をもう一度つくろうとはするんだけど、昔はわざわざ作らなくてもそこに環境があったんです。ただ、今は安全・安心の一つをとっても、学校の敷地を用意しないとそれが確保されないという状況では、昔と状況が変わってきているということで、同じような状況を改めてつくるという意味では、現代にあわせた「再構築」ではないかと考えています。考え方や必要なものは同じなんです。同じなんですけれども、現代はわざわざその環境をつくってあげないといけないというところが変わっている。
大西会長	ちょっと僕の考えは違う。これを見たときに思ったのは、「再生」であっても「再構築」であっても、「再び」ということですよ。ということはリメイクしていかないといけない。子どもの観点から言うと、リメイクされようがされまいが、つくっていかないといけないわけです。そうすると、クリエイティブであれば良いんです。ということは「創造」すれば良いということで、ここは「放課後の『創造』に努める」でいいのではないかなと。今の子どもが良いか悪いかを評価するわけですから、僕らが評価して、「ないんやから新たにつくってあげないと」ではないんです。子どもがつくっていくんです。すると、子どもが創造していくということが大事なのではないかなと思うんですけれども。 それにしても、ここは皆さんとご検討した結果をもって決めないといけないかなと思うんですけれども。
薦田委員	新たな意見が出てきたので、「創造」なのか、「再生」なのか、「再構築」なのかで議論を進めていけば良いんですよ。「創造」、良いですね。
大西会長	ありがとうございます。
薦田委員	行政用語の中に「創造」はあるんですか。
事務局	行政用語とは言わないと思いますけれども。
大西会長	厚生労働省にしても文部科学省にしても、報告書なんかには「創造」という言葉が出てきますよね。
薦田委員	つくりあげていくんですもんね。自分たちで創造して。
後閑副会長	「創造」のほうがいいかもしれませんね。これからの未来のことですから。
大西会長	どうしましょう。いかがでしょうか。
事務局	ひとつだけ疑問がありますのは、「放課後」をつくっていくのは子どもだとは思いますが、計画は大人の役割を書くものだと思いますので、子どものためにどういう環境をつくっていきますよと書くのが計画ではないかなと思うのですが。
大西会長	だから、放課後の場、その前の文章ですよ、「仲間と自由に過ごす時

間と場を放課後の児童に提供し、かつての子どもが当たり前のように経験してきた豊かな放課後の創造に努める」。

蔦田委員

「かつての子どもが当たり前のように経験してきた」が引っかかるな。

荒木委員

昔の子どもと比較してしまっているというところが引っかかるところであって、今の子どもたちは彼らがメインですし、昔の子どもたちと同じようにする必要はないと思いますので。

大西会長

するとここを削除するということになってくるかもしれませんね。「児童に提供し、豊かな放課後の創造に努めます」ということになるんですね。

蔦田委員

私の意識としたら、それこそ懐古調ではなくて、再生でもなくて、環境を取り戻すというよりも、時代が新しくなってきたので、そこに新たにつくっていくという思いがあるんです。このことを行うことによって、枚方の街ができていくというふうに思っていますので。地域の中の子育て、子どもの教育が充実されるものと思ってここに加わってきているんですね。それは再構築でもなければ再生でもない。新たな子どもの環境をつくる、その新たな環境の中に子どもにとって何が大事かという3間であると。そしてその3間も昔のものではなくて、新しい3間ではないかなと私は思っています。そうすると、やっぱり「創造」になるのかなと思います。取り戻すためではないですよ。

後閑副会長

昔のように戻るということではない。

大西会長

子どもが豊かな放課後を創造できるように努めるという、この文言ですよね。

石橋委員

「再生」や「再構築」がありきで文章が組まれているので、この辺の見直しをしないとイケないかもしれませんね。

事務局

事務局としましても、今、いろいろなご意見が出てきましたので、それらを踏まえて文脈の整理をしていきたいと思えます。

大西会長

それではここは「創造」でいくということでしょうか。それでは「創造」にあわせて文脈の整理をしていただきたいと思えます。そういうことでお願いしたいと思えます。

ほかに何かご意見はございますか。

すみません、19 ページのところなんですけれども、「『自己肯定感』を持ち、ストレスがかかったときに上手にそれをやり過ごす」の「やり過ごす」という表現が引っかかってくるんです。上手にやり過ごすのではなくて、ストレスがかかったときにでも、生きる力を育成できるという、そういうことのほうが良いのではないですかね。やり過ごすということは見ないふりをするという感じなので。

後閑副会長

これって、ストレスに対してどう対応したらいいのかっていうのと、獲得していくようにということなんじゃないかな。

事務局

ここについては再度検討させていただきたいと思えます。

大西会長

やり過ごすのではなくて、真正面からぶつかって行って、打破していくのもありやと思うんです。

資料5はいかがですか。今回、審議会が意見に対して回答するのは

あまりないことなんですよ。そうすると、我々がきちんと責任を持たないといけないということになりますね。

事務局

この計画を策定するにあたって、審議会がこのご意見に対してこう考えましたというものになります。

大西会長

そうなります。そうするとかなり重要なものになってきます。そして、やっぱり最初の頃から議論があったんですけども、2ページのところで、「放課後子ども教室は、できるだけ教員に負担をかけないように」とありますが、「できるだけ」は取ったほうが良いと思います。「教員に負担をかけないように努める」というように。

荒木委員

本文の中も「最小限」と書いていますもんね。25 ページです。

大西会長

教員に負担がかからないようにするという事は、最初から議論にありましたから。

事務局

わかりました。そのように修正します。

荒木委員

ご協力いただくことは多分あると思うので。ないことはないと思うんですけども。

大西会長

連携は密にしないといけないけれども、負担をかけてはいけない。

ほか、いかがでしょう。

植田委員

29 ページに新たに加わった注釈2 ですけども、「就学する児童だけでなく、私立小学校に通う児童など」と書いていますけれども、「小学校等」としたほうが良いのではないのでしょうか。支援学校とかもありますので。

事務局

そうですね。そのように修正します。

大西会長

同じところで、前は市立小学校に就学するとなっていて、後半は通う児童となっていますね。

事務局

そこも修正します。

大西会長

ほか、ございませんか。

薦田委員

意見提出者数7名というのは。

事務局

市内の市の施設19箇所にも意見募集箱を設置しまして、あとホームページでも実施しておりましたので。そのいずれかをご覧になられてということですね。

大西会長

ありがたいことですね。7人の方にご意見がいただけるということは。

薦田委員

7名も出していただきました。

事務局

7名の方が19項目にわたって回答をくださったということですね。これはパブリックコメントとほぼ同じものですけども、ものにもよりますが、少ない時には意見が一つや二つ、全くないときもあるということは聞いたことがあります。

大西会長

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

植田委員

直接、基本計画には関わらないと思うのですが、資料5の7ページの一番下ですね、「留守家庭児童会室の児童がいきいき広場に（いつものように）参加しようとしたところ、留守家庭児童会室から参加できないと指示された」とありますが、こういう方がいたんですか。

事務局

一部でそういうことがあったことも聞いております。

植田委員	このことについて全然知らなかったのので。失礼しました。
大西会長	参加できないという前提になっているんですか。そんなことはないんですね。
事務局	そういうことではないです。基本的に、留守家庭児童会室に関しては、土曜日の臨時開室をしているときでも、枚方子どもいきいき広場へは参加ができるということになっています。
植田委員	枚方子どもいきいき広場の各実施団体にも、いつ開室するかという案内も流して頂いていただいています。まず、留守家庭児童会室に登室した後、留守家庭児童会から枚方子どもいきいき広場に参加してきて、終わったら留守家庭児童会に帰るというスタイルをとらせていただいています。ちょっとびっくりしました。
大西会長	でもそういうことが実際にあったということですが、ここに書かれているということは。
中口委員	登録か何かしておいて、ものを作る、製作するとかいうときは必ずあらかじめ言っておかないと、その分しか数を用意していないので、急に来ても参加できないということもあると思うんですよ。
植田委員	事前申し込みは学校を通じて団体へいただいています。なので、団体はその日に何人来るかというのはすべて把握しています。材料はその分とプラスアルファ準備しています。実際は数が余るのが実態ですけども。
蔦田委員	プラスアルファ準備しているということは、もしかしたら申し込みなくても来る子がいると想定しているからですか。
植田委員	その団体によりけりです。プラスアルファの子が来たときに受け入れている団体もあります。参加申し込みしていないけれども、友達に誘われて来てしまったということもありますので、それを認めているところはプラスアルファの材料を用意されています。
石橋委員	実際、直接、枚方子どもいきいき広場の受付とかやっていると、お母さんが連れてきて、申し込みは忘れたんだけども参加させてくださいということもあるので、そういう場合に、10名分ぐらい多めに買っておいったりしているようです。
蔦田委員	これってなぜそうなったんでしょうね。
事務局	このケースは数の問題ではなく、別の理由ということで聞いています。数の問題で参加できないということは想定できますが、具体的にそういった問題ではございません。
大西会長	それは市の方では把握しているんですかね。
事務局	把握しております。
蔦田委員	すみません非常にこだわりますが、それはしょうがないことですか。「羨ましそうに眺めていた」という表現に、非常に心を痛めているんですけども。
事務局	留守家庭児童会室と枚方子どもいきいき広場のいわゆる連携の部分に、日頃の関係も含めて課題があったということですが。
蔦田委員	大人の都合ですか。
事務局	課題があったということですが。

植田委員　　これはかなり前のことですか。最初スタートしたときにそういうことがあったとは聞いています。

事務局　　そうですね。

薦田委員　　いろいろな連携、関係性が大事ですね。

大西会長　　よろしいでしょうか。この概要版はどうでしょうか。この対象は誰ですか。

事務局　　一般の市民の方ですね。

大西会長　　子どもに配りますか。

事務局　　現状、そこまでは想定していません。

大西会長　　もし、子どもに配布するとなれば、この内容では全く分からないですね。子ども用に配って、もっと周知して、子どもが自由に来れるんだよということを、子どもの主体性を考えると、子どもにこれを知らせないといけないけど、こんなん読めないですから。ですので、子ども用の概要版みたいなものをつくらないといけないのではないかなと思うんですけども。こんな考えを市で考えたんだよという、子どもに分かりやすいような。また、小学校1年生が読んでも理解できるような内容で書いてあるものができればベストですね。

　　やはり情報というのは利用する対象者に伝わらないと意味がないですからね。そこから考えると、もしこれを出すとしたら、保護者用とか、一般市民向けということで、下の方に、保護者の方に、この内容を子どもさんに伝えてくださいという一文を入れておくというのも一つのやり方やと思うんですけどもね。その辺のあたりをご検討いただけたらと思います。やはり対象者を大事にしないと、伝えないといけませんので。子ども版をいろいろ考えて、実際につくったこともあるんですけども。

事務局　　おっしゃられているのは、いわゆる「分かりやすい版」ですね。絵を入れたり、子どもにわかりやすいようにふりがなを入れたり。

大西会長　　子どもが創造していくわけですから。

後閑副会長　　少し内容が豊富すぎるかもしれませんね。

大西会長　　その分かりやすい版を作ろうと思うものすごく時間がかかるし、大変なことになってくるので、例えば子どもに説明してくださいといった文言を入れて、子どもに説明しやすいような形でつくってみるとか。

薦田委員　　大学生とか高校生ぐらいだったら、これを見て子どもが理解しやすいように作るってできませんかね。集めてやってみますか、もしそれを許してもらえるのであれば。大学生、高校生に、小学生の子どもたちにわかりやすく作ってみてくれるって言って。子どもの権利条約をかつて全54条、子どもたちに訳してもらったという経験もあるので。

事務局　　いろいろな方の意見を伺いながら、様々なケースを想定して作成するとすると、かなり時間がかかってしまいます。もしお時間をいただきながらということであれば、検討していけるとと思います。

事務局　　課題ということで検討させていただきます。

石橋委員　　概要版はどういうように配布というか、知らしめるんでしょうか。ここに書かれている小1の壁とか、1と3なんかは特にターゲットが子育て世

代に向けられているんじゃないかなと思ったんですけども、そこに周知する方法というのは。多分周知ができると、これから働いていきたいというお父さん、お母さんがたくさんいらっしゃるって、仕事を辞めなくてもいいとか、パートタイムにならなくてもいい人たちが増えて、結果的には枚方市全体で働く人口が増えて、いろいろできることの輪が広がると思うんですけども。そのことを知らない方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思ったので、その周知方法について、もし考えていることがあれば教えていただきたいんですけども。

事務局

まずホームページへ掲載することと、個人にどのように手渡すかということについては、いろいろ手法はあるかと思えますけれども、例えば枚方市PTA協議会と連携するとか、具体的な方法については今後の検討課題ですね。まずはホームページで公表というかたちになると思います。

荒木委員

事業実施前には、各家庭に配布することになるんですか。

事務局

計画や概要版ですか。

荒木委員

いや、実際お試して3クール実施したんですけど、その後、ここから事業を始めますとなったときに、その時にはこの概要版をお配りすることになるんですか。

中口委員

広報に載せるのではないですか。

事務局

紙面の都合もありますので、載せれるかどうかはわかりませんが、できる限り一番必要かなと思われる対象には、何らかのかたちで周知していきたいと考えています。

大西会長

よろしいでしょうか。では、ご意見がないようでしたら、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは参考資料の「『児童の放課後を豊かにする基本計画』策定スケジュール（案）」をご覧ください。今後は、本日いただきましたご意見に基づき、必要な修正を行ったのち、本審議会から基本計画の答申をいただきます。その後庁内で意思決定を行い、1月の教育委員会と2月の市議会文教委員協議会にてご説明を行った後、3月の教育委員会定例会にて基本計画の議決をいただき完成の予定です。

策定スケジュールについては以上でございます。

大西会長

今後のスケジュールについて、ご質問やご意見はございませんか。

よろしいですか、そういうかたちで進めていただくということで。それでは、スケジュール説明にもございましたように、このあとは、いよいよ本基本計画を教育委員会に答申する作業となります。

本日いただいたご意見等に基づき、必要な修正等を諮りながら、改めて本審議会に諮ったのちに、答申を行うのが本来の手続きですが、予定を見ておりますと、審議会も本日で終わりということになっておるわけでございますけれども、本基本計画もほぼ完成に近い状態で、また委員の皆様もご多忙ですので、もしよろしければ、このあと答申までの作業については、会長一任いただければと思っております。時間的にもタイトになってきておりますので、そういうようにしていただければと思うんですけども。

事務局と調整して、本審議会を代表して答申書を提出させていただきます。また、基本計画素案に対する意見募集結果と本審議会の意見についても、事務局と調整のうえ、まとめておきますので、皆様ご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

大西会長

ありがとうございます。それでは答申書については、私から教育委員会に提出させていただきます。

事務局にお願いですが、答申を行った基本計画と意見募集結果のまとめについては、後日、各委員に送付していただきますようお願いいたします。

本日、会長に一任いただきましたので、委員の皆様の計画策定作業については、これで一段落となりますが、今後の本審議会の役割等についてはどうなるのか、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。これまで委員の皆様には、基本計画の策定作業をお願いしてまいりましたが、計画策定後につきましては、計画に基づく児童の放課後対策の進捗状況検証作業をお願いしたいと考えております。

その詳細については、今後検討いたしますが、詳しいことが決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、社会教育部長の浄内から、委員の皆様にご挨拶させていただきます。

事務局

恐れ入ります。「児童の放課後を豊かにする基本計画」の答申を控え、私の方から一言ご挨拶申し上げます。

平成29年の9月以降、大西会長、後閑副会長をはじめ、児童の放課後対策審議会委員の皆様には、大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、児童の放課後を豊かにする基本計画策定にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。本当に中身の濃いご議論をいただいたと思っております。あらためてお礼申し上げます。

昨年の11月でございますけれども、計画の素案の段階で、教育委員会委員と、市議会文教委員協議会の皆様にご説明をさせていただきましたところ、概ね肯定的な受止めをしていただいたところでございます。中には素晴らしいといった称賛の声もたくさんいただいております。我々としても大変うれしく思っております。

これからは、我々行政がこの計画をいかに具体化してくかということが問われることになると考えております。審議会委員の皆様が、この基本計画策定に関わり、この計画に込めてくださった想いを大切に、枚方市の全ての児童が、豊かな放課後を過ごせるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

先ほど事務局から説明がありましたように、来年度以降、委員の皆様には、基本計画の進捗状況について、その検証作業等をお願いしたいと思っております。お忙しい中、恐れ入りますが、これからも本市における児童

の放課後環境の充実のため、ぜひお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

大西会長

ありがとうございました。本当に委員の皆様には、非常に熱心にご議論いただいて、ようやく計画が策定できるというところまで持ってこれたなというように思います。

非常に難しい問題もありましたし、実際にモデル事業をやっている中で業者があがってこなかったり、いろいろな問題があって、正直、こんなに長いことかかるとは思っていなかったんですけども。

3クール実施して、いろいろな問題をクリアしてきたということもありますし、また、課題として見えてきた部分もありますので。それらを踏まえて、子どもたちが主体性をもって、社会の中で生活できるような、そういう場に枚方市がなっていくということが非常に重要になってくるかと思えますし。

計画案も僕の思い付きで「対策」を「豊かにする」ということで変えさせていただいたところでも、そのまま計画になったというのは非常にうれしい限りかなと。

対象となる子どもは、僕らが対策をしないといけない対象ではなくて。子どもたちは主体的に、この社会の未来を創造していく人材なので、その人材を育成していくという場に枚方市がなっていくということが望まれていて、このような計画になったのかなと。皆さんの努力のあらわれかなと思ったりしています。これが広がって、枚方方式というかたちで全国に波及していくのは非常に良いことやと思います。

特に大事なのは、地域資源を活かすという、この考え方がこの計画案の中に盛り込まれたということが良いことかなと。やっぱり行政の公平性となると、確立的、統一的な事業の展開が基本になるんですけども、そうではなくて、地域資源を活かして総合的に連携して、ネットワークしていくんだという一つの計画ができたというのは、本当に誇れることではないかなというように思ったりもします。

本当に長い間、いたらないところも多々あったかと思うんですけども、皆様のご協力の中で、ここまで来れたというのは、非常に良かったのかなと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第13回の児童の放課後対策審議会を終了します。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。